

(提案理由)

国会及び政府に対し、有事法制3法案の廃案を求めるため、本案を提出する。

有事法制3法案の廃案を求める意見書

先の通常国会では、「武力攻撃事態法」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」の成立は阻まれ、継続審議となった。

政府は、有事法制が日本を外国の武力攻撃から守るための備えであるかのように説明しているが、そうではないことは、防衛庁長官自身が、「日本が武力攻撃される現実的危険はない。」と明確に述べていることからも明らかである。有事法制の最大の狙いは、米国との戦争に日本が参戦し、はじめて海外での武力行使に踏み切ろうとするにある。

米国の強い要求で1999年に制定された「周辺事態法」は、アジアで米国が軍事介入したとき、自衛隊が米軍支援を行うための法律であったが、「武力行使はしない」というのが建前とされてきた。ところが、今度の「武力攻撃事態法」は、米国が海外で介入戦争をはじめたとき、自衛隊が武力行使を含めて参戦できる仕組みをつくるものである。日本がどこからも攻められていないのに、海外での武力行使に踏み切ろうとしているのである。

いま、米国が行おうとしている戦争とは、「国防計画」でも、イラク戦争計画でも明らかなように、国際法を踏み破った、先制攻撃、内政介入、核攻撃の戦争である。こうした恐るべき戦争への加担は、絶対に許されるものではない。

また、このような戦争に国民を強制的に動員し、自由と人権まで縛ろうというのが有事法制である。法案では、すべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなどの指定公共機関や医療、輸送、建築・土木などの関係者も強制的に協力・動員を求められる。国民は、戦争に必要だと判断された家屋、土地、物資を差し出すよう要求され、そのための調査を拒否

したり、保管を怠ると、犯罪者として処罰される。政府がつくろうとしている「国民保護法」は、「国民保護」に名をかりた国民の戦争への強制動員の具体化の一部に他ならない。

加えて、有事法制を発動するかどうかを決定するのも、自治体や国民の動員を指揮するのも首相であり、国権の最高機関である国会はないがしろにされ、首相の独断が横行する仕組みとなっている。

このもとで、戦争に国民を動員する仕事が自治体に強制されることになることも、地方自治に携わり、その発展に力を尽くす決意である地方議会にとり、我慢のならないものである。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、有事法制3法案に反対し、その廃案を強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

内閣官房長官

外務大臣

防衛庁長官

議員提出第29号議案

地方自治体への国庫補助負担金と

地方交付税の削減に反対する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 渡辺修次

同 大島芳江

同 針谷みきお

同 橋本ミチ子

同 小野 実
同 今井 重利
同 鈴木 秀三郎
同 伊藤 和彦
同 めかが 和子
同 さとう 純子
同 鈴木 けんいち
足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

政府に対し、自治体への国庫補助負担金と地方交付税の削減に強く反対するため、本案を提出する。

地方自治体への国庫補助負担金と
地方交付税の削減に反対する意見書

政府が6月25日に閣議決定した、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（骨太の方針第2弾）は、国庫補助負担金について、「改革と展望の期間中（2002年から2006年）」に数兆円規模の削減を目指すとしている。

国から地方への国庫補助負担金の約5割は社会保障関係費である。また、約2割は文教・科学振興費である。それを「数兆円規模」で削減することは、自治体の福祉と教育の水準の大幅低下をもたらすことになる。

同じく「基本方針2002」では、地方交付税について、「財源保障機能全般について見直し、「改革と展望の期間中」に縮小していく」としている。地方交付税は、自治体間のアンバランスを調整する機能とともに、全国どこでも標準的な行政水準を財政的に保障するという機能をもっている。この後者の機能、すなわち福祉や教育などの標準的な行政サービスを保障するという機能をなくしていくよういうのが、政府の方針である。それは、地方交付税がこれまで果してきた、国民の生存権を守り、地方自治の財政的な保障をはかるという機能そのものを、根本から崩すものにほかならない。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、地方自治体が福祉、教育、地域産業、生活基盤整備などのナショナルミニマムを提供できる十分な財源を保障し、住民の福祉の増進という本来の役割を發揮できるようにすることを求め、政府が行おうとしている自治体への国庫補助負担金と地方交付税の削減に強く反対するものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 あて
厚生労働大臣
経済財政担当大臣

議員提出第30号議案

税負担の増加につながる所得税・住民税の
税制改革に反対する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 鈴木 けんいち
同 針谷 みきお
同 渡辺 修次
同 橋本 ミチ子
同 小野 実
同 今井 重利
同 鈴木 秀三郎
同 伊藤 和彦
同 めかが 和子
同 さとう 純子
同 村田 畏一

足立区議会議長 鈴木 進様